行政書士法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

１．改正の趣旨

令和７年の地方からの提案等に関する対応方針（令和７年 12 月 23 日閣議決定）において、「行政書士試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に合格の決定に関する事務を行わせることを可能とすることについて検討し、令和８年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされていることを踏まえ、都道府県が指定試験機関に合格の決定に関する事務を行わせることを可能とするため、行政書士法施行規則（昭和 26 年総理府令第５号）の改正を行うものである。

２．改正点

行政書士試験の施行に関する事務のうち、都道府県が指定試験機関に行わせることができない事務として「合格の決定に関する事務」を定めている規定を削除する。（規則第２条関係）

その他、指定試験機関が合格の決定に関する事務を行うことに伴う所要の改正を行う。

３．施行期日

施行期日：令和 10 年４月１日